

# 規則の知とその適用

—— 懷疑論と主知主義のはざまで ——

宇佐美 公生

はじめに

ギルバート・ライルが knowing that (こと) に関する知) と knowing how (やり方) に関する知) とを明確に区別して以来、いわゆる「認知科学」とか「心の科学」の名で呼ばれる領域では、後者の知、つまり knowing how がいかにして可能かということに関心が向けられるようになった。

むしろこの問題は、歴史上、ライルによってはじめて明かにされた問題だというわけではない。むしろ、これはソクラテス以来の実践哲学の流れを貫く潜在的なテーマの一つであったと考えることも不可能ではあるまい。

たとえば、すでにいろんな徳について知っており、それらを教えることができると思ひなしている人々、つまり徳の教師としてのソフィストに対して、彼らの知の本質を問うソクラテスは、彼らがいかに knowing how を弁えているように見えても、それは本当の意味で知っていることにならないとして、「無知の知」の自覚を促した。さらにプラトンは、ソクラテスを自己流に解釈した上で、新たに真なる知としての「善そのもの」や「正義そのもの」(knowing that) の探求を開始した。ソフィスト達に対するソクラテスやプラトンの

位置をこんなふう捉えることもできよう。また「悪である」と知りつつ行為することなど無い」というソクラテスの問題をきつかけに、アクラシア(意志の弱さ)の解明に向かったアリストテレスは、「知りつつも生かしてない大前提の知」や「小前提の判断の不適切さ」といった事態の指摘を通じて、推論や判断におけるやり方の知の陶冶を説き、「善きヘクシスの形成」を促した。

ところでこのアリストテレスの実践的推論に関する問題をあえて一般化すれば、「一般的な規則 ≡ 大前提として知っている (knowing that) ものを、いかにして個々の事例に正しく適用するか」という規則の適用をめぐる問題として提起することもできよう。そしてカントになると、「およそ自然の事物は何ひとつとして、法則に従ってはたらかぬものはない。唯一、理性的存在者のみが法則の表象に従って、言いかえれば原理に従って行為する能力を有する」(G, 333-336)として、いわば「規則の表象(知)」というものが理性的行為者の要件と見なされてくる。ここから窺えるのは、ともかくも「規則の知」という一般的知のレベルを前提した上で、それを個別の事例に適用するという二段構えの発想法である。ライルは、こうした発想を主知主義、ひいては心身二元論へとつながるものとして批判し、あえて knowing how という実践的レベルの知を持ち出したのであった。しかしそれはいわゆる規則論をめぐる様々な問題をどこまで説明してくれるのであろうか。これが本稿での問題意識である。

## I. 規則の知と主知主義の問題

さて、このように「知識」という側面に光を当てて「規則」を見

たとき、近年の規則論に詳しい人からは、直ちに次のような問題が提起されるであろう。すなわち①「規則を知っている」とは、そもそもどういう事態を言うのか。②仮に規則を知っていると、それをわれわれはいかに適切に個別的状況に適用するのか。③さらにその時、適用の適切さ、言いかえればその場にふさわしい規則に従っているということはいかにして正当化されるのか。

こうした問いに対する、最もネガティブな態度は、いわゆる「ウィトゲンシュタインのパラドックス」を通してS・クリプキが描き出した懐疑論の見方である。「われわれのパラドックスはこうであった。すなわち、規則は行為の仕方を決定できない。なぜならいかなる行為の仕方もその規則と一致せられうるからである」(W. G. S. 28)。クリプキはこれを(一種の還元主義的観点を導入して)次のように懐疑論に仕立てあげる。「何らかの語で何らかの事を意味している、といったことはあり得ないのである。語についてわれわれが行う新しい状況での適用は、(すべて正当化とか根拠があつてのことではなく)暗闇の中の跳躍なのである。いかなる現在の意図も、われわれがしようとするいかなる事とも適合するように、解釈できるのであり、したがつてここには適合も不適合も存在しない」(Kripke, 55=108)。そもそも規則には、規則の適用の仕方まで書かれてはいるわけではなく、しかも自分が特定の規則を知り、それに従つて振舞つたのだということを正当化してくれる事例などないということである。こうした懐疑論を回避しながらも、規則に従っている状況を語るには、せいぜいネガティブな形で答えるほか無い。たとえばある人の行つた「80+5」という計算への反応(2=11)が、共同体によつて受け入れられなければ、その人はいわゆるプラス計

算の規則に従っていない、と答えるしかないというわけである。ここで大切なのは、その反応(11)という答が共同体に受け入れられるからといって、特定の規則に従っていることが真理条件の意味で(いわゆる知として)確認されたことにはならない。たかだか言明可能条件(assertability condition)が満たされたただけだ、という点である。そしてこれが先のパラドックスに対する「懐疑論的解決」と言われるゆえんである。しかもさらにラディカルな解釈者によれば、「共同体」や「社会的規則」そのものがどこかにリアルに存立すると考えること自体が間違つてるのであつて、さしあたり存在するのはただ「暗闇の中の跳躍」という行為/賭のみである。規則性が見いだされるのは、そうした跳躍の後でしかない、とされる(柄谷 29・80)。

従つて、ここで上記の三つの問いにとりあえず答えてみれば、③については「ポジティブに正当化できず」、②については、「適用の適切さは、ひとえに共同体の受容にかかつており、プライヴェートにその適切さを云々することには意味がない」。そして①については、「知を内面的な事実と考えることが間違つている。特に規則とは、それに従つた行為が繰り返し公的に受容されてはじめて意味のあるものなのだから、それに関する内的な知を考えることは無意味である」ということにならう。

クリプキの結論にはライルを彷彿とさせるものもある(Kripke, 88=117)が、ライル自身は、クリプキとは異なつた観点から、Knowing howの知を、「規則の知とそれの適用」という二段がまえで捉えることに對して警鐘を鳴らしている。たしかに、ある行為が合理的行為であると言えるためには、「その行為者がその行為を遂

行しているときに自分は何を行っているかということについて十分考えており、しかも、もし自分は何を行っているかということについて考えていなかったならばその行為をそれほど巧みには行うことが出来なかつたであろうと思われるような仕方では自分は何を行っているかということについて考えている」(Ryle, 28 || 28 & 29) ことが条件となる。しかしこうした語り方は、「事物の理論的な遂行には規則の遵守ないし基準の意識的適用が含まれていると論ずることによって、方法を知ること (knowing how) と内容を知ること (knowing that) を再び同質化する」(ibid.) 主知主義者 (intellectualist) の論法につながってしまう。理論的な行為には前もって規則ないし基準の知的承認が必要であるとする彼らの論法は、理論的な行為という一つの行為を前後二つの行為に分け、機械の中の内的過程をでっち上げることにつながる。むしろライルによれば、実際には「行為の効果的な実践が、実践のための理論に先行するのである」(Ryle, 23 || 23)。それどころか、もし規則の知を内的過程として掲げる主知主義者が正しいとすれば、諸規則を個別の状況に適用するという行為が適切かどうかを判別するための別の規則を必要とすることになり、かくしてその規則の適用の規則……という形で無限背進に陥ってしまう。

むしろ規則とその適用に関する知、つまり knowing how は、ひたすら訓練(単なる反復ではない)によって獲得され、状況に適切に応える傾向性として保持されるものである。こうしてライルは、推論のような内的と思える作業でさえ、たとえば達成された論証や判断、説明といった公共的で明示的な行為へと解体して行こうとする

### III・規則の所有の可能性と適用

それにしても、なんらの導きの糸も規則の認知もなしに、はたしてわれわれは行為ができるものだろうか？ いかなる規則の共有もなされていなくて、他の者理解や対他行為が直面する悲喜劇については、すでに多くの人が語るところである。たとえば、コミュニケーションの手がかりを全く持たないもの同士が、互いに相手の出方を予測し合い、かつ自分の振舞いの受け止められ方を予想し合いながら振舞おうとする状況を仮想してみる。その場合ふたりは、「私の受け止め方を相手が知っていることを、私が知っていることを……」といった「二重の不確定性 (double contingency)」を前にして、互いに金縛りの状況に陥らざるを得ない。そしてこの状況が乗り越えられるためには、「動作・行動の分節化の規則の認定(単位的振舞いの連鎖を確定する)」「行為の意味論的規則の認定(ある動作をしかるべき行為として読み解く)」「相手の意図・信念の確定」「意図・信念システムの整合性」「互いの行為に対する相手の受けとめ方の了解系列が無限反射にならない」などといった条件がクリアされていなくてはならない(大庭 幸三)。ひるがえって、われわれがこうした条件を前に消耗することなく、まがりなりにも共存し得ているとしたら、そこには何らかのコードないし規則が共有されていることになる。(むしろこの規則が選択の余地なく自然に決まっているというわけではない) また規則の一例として、根本的翻訳状況で翻訳の不確定性を乗り越えるために要請された「寛容の原則」(相手は最低限の真なる信念を持った合理的存在者である)を挙げても

よい (Quine, 59, n. 11, 37, 大沢 80-70)。より実用的レベルでは、規範の拘束性を無視する利己的な行動が陥る、「囚人のディレンマ」を、規則の必要性への功利的な裏付けと捉えることもできる。このように(正当化の根拠を欠いてはいるにせよ潜在的に何らかの規則を参照しつつ行為しているとみなさざるを得ない状況は、数多く考えられる。

結局この問題は、はじめに規則(ロゴス)ありきか、それともはじめに行爲(賭)ありきか、あるいは、本質が先か実存が先か、といった論点に集約されるかもしれない。しかし素朴なプラトニストや極端な唯名論者でもない限り、それにまともに応えることはできないであろう。窮余の策として権利問題と事実問題の区別を手がかりにすることも、あるいは可能かも知れないが、残念ながら本稿ではそれを主題的に論ずるだけの用意がない。

話を規則の知というレベルに戻そう。

むしろ通常は、いちいち文法規則や運転規則を頭の中で反復しながら行為しているわけではない。さらにわれわれは、日本語文法を習った後で日本語を話しているわけでもない。むしろ言ってみれば、「私は規則に盲目的に従っているのである」(Ph. U. sec. 219)。しかし科学の実験や教育の場面では、「規則の知らないし信念」というものを前提して、そこから個別的状況への規則の適用の可能性を模索する方法がとられることがしばしばある。さもなくば、人は教えることへのきつかけの多くを失ってしまうであろう。また、人は人為的にゲーム規則を定めることもあれば、従うべき規則を自覚的に「より望ましい」「正しい」といった理由で「選ぶ」ということもありうる。こうした状況を盾に主知主義はあくまでも「規則の知」

はことさらに関する一般的知として所有される、という主張を崩したがらない。

とはいえ、先ほどの②の問題、つまり「規則をいかにして適切に個別的状況に適用するか」という問題だけは相変わらず残ってしまふ。この問題に対する姿勢は、主知主義をとうろくが行動主義をとろうが、あまり変わらないとも言えよう。というのも、規則の適用に関する知は、説明によって教えることができず、ただ実践的訓練によつて各人が習得する以外にないといわれるからである。どれだけ教則本や六法全書を暗記しても、スキートの滑り方、自動車の運転の仕方、大工仕事の仕方、弁護の仕方などは実際にやってみる以外に、やり方に関する知を習得するすべはない。「器量(徳)はこれをまず働かせた上で、獲得する」(A. 140)というアリストテレスの言葉は、先程のライルの「行為の効果的な実践が、実践のための理論に先行するのである」という表現とオーヴァラップする。

「規則の知」を特別視するカントもまた、このことを「純粹理性批判」のなかで判断力に託して次のように語っている。「悟性一般が規則の能力として説明されるとすれば、判断力の方は規則のもとに包摂(subsumieren)する能力、つまりあるものが一つの与えられた規則のもとに属するものであるか否かを弁別する能力である」(Krv. A132/B172)。その場合、ある事象がしかるべき規則のもとに属するかどうかを一般的に指示しようとするれば、別の規則によって示される他なく、そしてそれが規則であるために、再び判断力の指示を持たねばならず、かくして無限後退に陥ってしまう。結局、判断力とは「特殊な才能であつて、全く教えられず、もっぱら訓練・陶冶(gebildet)されるに過ぎないものである」(Krv. A133/B173)と

れる。いわば学校教育は、*knowing that*を詰め込むことはできても、*knowing how*（規則の適用の仕方）の習得は学ぶ側、すなわち生徒自身の能力の問題である。医師や裁判官、政治家のエキスパートがどれほど専門の規則（*器官の仕組みや法律*）を知っているとしても、規則を適用する段（*in der Anwendung der Regeln*）になると誤りを犯すことがあるのは、判断力がそもそも欠けているか、それとも判断に馴れていないかのいずれかである。こうしてカントは、判断力のあんだよ車として実務、実例の効用を説いている。

かくして、規則の適用の仕方をめぐる問いは、（知よりはむしろ）「力」「能力」「傾向性」といったものに還元され、さらにその傾向性は、（クリプキ流に言えば）未来における規則の拘束力を決定するものではないから、最後は「示されるだけで、語りえない」といった処に落ち着かざるを得ない。「傾向性」をもちだすライルの説明も、つきつめれば「理知的な人は、理知的に振舞う傾向にある」というだけで、個々の事態への適切な対応がいかにして可能になるかを説明してくれてはいない。

今日の認知心理学の領域では、こうした不満に少しでも応えようとする試みもなされつつある。たとえば、佐伯胖氏はJ・J・ギブソンの発想を借りながら、活動の中での（やり方の知）の獲得を説明しようとする。氏によればそもそも知を単に主体の側のみ属すると考えるのがまちがいなのであって、知は状況と込みになって把握されるものなのである。たとえば「甘さ」は「味わわれる」ことによって顕在化するわけだが、このように対象の性質（生体を誘発する性質）とアフォーダンスは、特定の生体と生態系の中で相互に依存しあって立ち現れてくる性質である。しかも環境の中を動き回る

われわれにとつて、外界（たとえば石コロ）は、あるアフォーダンス（引っかかるものとしての釘のつばり）そのものを変える道具的アフォーダンス（でつばりをへこませます）としても現れてくる。こうして氏は、知るといふことを「道具によって知る *knowing with*」という側面で捉える。しかも知そのものが内的な道具であつて、理知的な（やり方の知）を獲得するには、知は常に状況に開かれながらも、道具的な「もの」のように（もてあそばはれている）ことが必要であると説く（佐伯 二一三）。

これは、いわば生態学的で発生論的な研究である。事実問題としてみれば、生きた知の習得にはこうした側面が大きな役割を占めていよう。ただしこの発想は、行為が状況に対応しながら「知られるべき（道具としての）規則を生成させる」という点で、他の行為主導型の考えとの本質的な違いはない。

### Ⅲ・主知主義とフレーム問題

ところで今日、規則の適用に関する知が問題として取り上げられるようになったきっかけの一端には、人間の行為をシミュレートする人工知能の研究の発展という側面がある。そしてこれらの領域では当初、頭の中に蓄えられているはずの規則や命題の知識が、様々な課題にどれほど効率的に対応できるか、という主知主義的「表象主義的発想が主流であつた」。

現代の主知主義者である表象主義によれば、ライルが批判するような「規則の知」のレベルを予め想定しても、いかにして特定の行動を産出するかという根本的な課題は変わらないとされる。なるほ

ど、やり方を知っているからといって、やり方の説明の仕方まで知っているとは限らない。(最善の実践家は最善の教師ではない)ただしこのことは、機知に富む、愚か、思慮深い、巧みといった心的特性の上での違いと混同されてはならない。チェスが出来る、ラテン語を話せる、というのは、たとえ下手であろうが、上手であろうが行為のタイプの名であり、心的能力に属すことであって、うまい下手といった行為の質ないし心的特性とはカテゴリーを異にする、というのが表象主義者の言い分である。ライルが主知主義者に帰して批判したのは、心的能力の問題ではなく、「うまい、つたない」といった心的特性の方の問題だ、というわけである。主知主義者によれば、Xをするということの内には、そのやり方を指定する規則の使用が暗黙の内に含まれている。「どのようにXを行うか」という問いに明示的に答えられなくても、Xを行えるならば潜在的には、その問いへの答が存在しなくてはならない。さもなくば、ひとは「Xのやり方」を知ることができないことになろう。すると問題は、いかにしてそうした暗黙知を定式化するかということになる。彼らの答はきわめて単純である。すなわち、ある有機体の行為を、しかるべき機械のプログラムによって、結果的に最高度にシミュレートできるとして、類似の結果から類似の原因を推論する帰納的推理が許されるとしたら、ともかくもそのプログラムは、有機体の暗黙知を捉えたことになる、というわけである(Dennett, 1985, 190)。

「人の声の認知、バズルの解決、チェスのゲーム、文字の認知」といった、いわゆるエキスパートシステムレベルでは、表象主義的モデルはそれなりの成果を挙げてきた。しかしそれらはいわば「融通の効かない」、「紋切り型」の模倣でしかない。規則を教えこんだ

知能が一般的状況の中でどれだけ効率的にさまざまな課題を解決できるか、ということになると途端に困難に直面する。

ここで直面する問題とは、今日流に言えば、「フレイム問題」というものである。デネットはこの問題を、 $R_1$ から $R_2$   $D_1$ というロボットの例を持ち出して分かりやすく示してくれている。話はおおよそ次のようなものである。はじめのロボット $R_1$ には、時限爆弾が爆発する前に目標物(予備バッテリー)を探索しそれを回収する、という課題が与えられる。そしてそのロボットはワゴンの上の目標物をワゴンごと回収するが、実はその上に時限爆弾が仕掛けられていて爆発してしまう。次に「ロボットは自分の意図したものでなく、副産物についての帰結も認識できなければならない」という設計意図のもとで、「周囲の状況の記述から副産物についての帰結を演繹する」ロボット $R_2$   $D_1$ が作られる。しかし今度は、ワゴンを引っ張れば部屋の壁の色は変わらなるとか、車輪が回転するといった帰結を演繹している内に、再び爆弾は爆発してしまう。そこで「目的に関係ある帰結と関係ない帰結の区別を教えてやり、関係ないものを無視するようにさせればよい」という意図のもと、 $R_2$   $D_1$ が作られるが、今度のロボットは目的に無関係な帰結を探しそれを無視するのに忙しく、何も行動を起こさないうちに爆発は起こってしまう(Dennett, 199, 30 = 128-9)。

この問題を一般的な形で定式化すれば次のようになる。情報処理量を膨大せず、行為による状況の変化・不変化を効率よく表現し、問題解決において適切な情報を参照するには、どうすればよいか。

さて、「フレイム問題」は人工知能の研究からでてきた問題であ

るが、それは、もとを辿れば人間の認識に関する主知主義(表象主義)的理解を、人工知能のモデルとして適用したために生じてきた問題である。従つて、もし人間の活動には、フレーム問題なるものが存在しないとすれば、主知主義的理解にも餘りがさすことになる。

なるほどたいがいの場合、われわれはフレーム問題に直面しないで済んでいる。しかしそのことは、人間の場合にはフレーム問題が本質的にあり得ないということではない。例えば「人に迷惑をかけるな」ということがどの程度の事態をさすか、通常は分かっているつもりである。だが、もし自分の行為から生じるあらゆる影響と可能的迷惑を考え始めれば、われわれは何も行動できないことになる。また初心者か詰め将棋の問題を解けず情報処理の爆発的増大が起こるとき、彼はフレーム問題に悩んでいると言える。

たしかに相応しさの点での良し悪し(例えば無抑制)はあるにせよ、それでも深刻なフレーム問題にわれわれが悩まずにいられるのはどうしてか。松原仁氏によれば、処理すべき情報に「枠」がかなりうまく設定されていることが、人間がほとんどフレーム問題に直面しないで済む最大の理由である。だがその枠の中に常に求めている情報が存在するとは限らない。存在しないときは、枠の中から最適な情報を引き出してその代わりとするか、枠から出てフレーム問題に直面して解けず苦しむか、のどちらかになる。人間は一度困んだ枠の外を探索することはめつたになく、枠の中から最適と思われる情報を引き出してくる傾向にある。その傾向のために人間はときに誤りを犯すことがある(松原 228-229)。いわば、誤りの可能性という犠牲を払つてフレーム問題を回避しているというわけである。

若干付け加えるなら、情報処理におけるわれわれの実践的推論の構造が、必ずしも論理的演繹モデルや基礎付けモデルに従っているとは限らないということが、フレーム問題を回避する上で役に立っているといえよう。例えば今まで抱いていた信念間に不整合があると分かつたからといって、そこからどんな命題でも含意できるといふ推論の仕方をせずに、とりあえずさうした信念を推論に使わないで済ますこともある。またある信念に根拠がないと分かつても、不整合がない限りそのまま信じて、直ちに基礎づけられた信念まで戻るような事もしなないこともある。してみれば枠組みの柔軟さを支えているのは、できる限り混乱を回避しつつ整合性を守ろうとする一種の保守的な(ヘーリズム)であるといえよう。

ところで以上の様なフレーム問題を参考にしたとき、規則のありかた関するひとつの視点が浮かび上がるように思われる。

ここで「枠」といわれたものは、一種の定石のようなものであり、それ自体一つの規則であるといえる。そしてフレーム問題がともかくも生じるのは、そこに何かそれ以上の様々なメタ・規則が存在し、それを暗黙の内に知つていて、それらに拘束されるからである。規則の適用の仕方について、△分らないことが分かる√ということ、は、このように限界の外側の視点を持つことではじめて言えることであろう。もちろんこのような立場に立ちつつ破綻なく規則に従っている様に見えるからといって、適用の仕方が分かっているとまでは言えない。その意味で「規則に盲目的に従っている」と言わざるを得ないかも知れない。しかしながら、唯一の(究極の)規則しかない場合はもちろんのこと、並存する諸規則の競合状況ですら、△分らないことが分かる√という視点を確保することはできないであらう。

う。

ところで周知のようにウイトゲンシュタインの場合は、終生「タイプ」とか「メタ・レベル」という概念の導入を拒んだ。そしてそれは規則の場合も例外ではない。仮に従うべき「規則」が、「行為」として非本質的で外的なものであるとすれば、(適用に際して)両者をつなぐ別の規則が必要となり、かくして規則の適用の規則……という無限背進は避けられない。しかし逆に行為にとつて規則が本質的で内的であるとすれば、行為は必ずや規則を内包し、規則もまた行為によつて体现される、という(規則と行為の全面的一致状況)しかあり得ないことになる。そこでは「異例の行為」「誤った規則の適用」「規則の選択」といったこととともに、規則の「規範性」「従う」ということ自体の意味が失われてしまうことになる。(共同体の一致を語るだけでは、「一致すべき一致」と「単なる事実としての一致」との区別ができない。)ここで諸規則に規範性をもたせるために別のメタ・規則を導入することができないとしたら、どうすればよいか。むしろ、ウイトゲンシュタインもこの問題に答えようとしていたはずである。ただしそれはもはや「語る」ことを通してではなかった。

われわれの前の道は(とりあえず)ふた手に分かれている。規則の規範性を「語る」ことを放棄し、規則の適用問題を回避するのか、あるいは、(一種の主知主義にこだわり)規則の規範性を語ることで、適用の問題を抱え込むのか。そして、後者の道が多くの先人によつて踏み固められていることは、すでに冒頭でふれた通りである。

引用・参考文献略号(略号の後の数字は特に断わらない限り、頁数を表す。なお邦訳のあるものは、相当する頁をIIの後に記した)

Ryle……G. Ryle, *Concept of Mind*, Peregrine Books, 1963, (坂

本百大他訳『心の概念』みすず書房、1987)

Ph. U.……L. Wittgenstein, *Philosophische Untersuchungen*, stw.,

1977, (本書に関しては節番号を記した)

Kripke……S. Kripke, *Wittgenstein on Rules and private Language*,

Harvard. U. P. 1982(黒崎宏訳『ウイトゲンシュタイン

のパラドックス』産業図書、1983)

A.……アリストテレス『ニコマコス倫理学』(加藤信朗訳)岩波

書店、1973

Gr.……I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Phi.

Bib., 1906(篠田英雄訳『道徳形而上学原論』岩波文庫

1960)

KrV……I. Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, Phi. Bib., 1956

(慣例に従い、第一版と第二版の頁を各々A, Bで表した)

Dennett……D. C. Dennett, *Cognitive Wheels: the frame problem of*

*AI*, in (ed.) Chr. Hookway, *Minds, Machines & Evolution*,

Cambridge U. P., 1984(信原幸弘訳『コグニティブ・ホ

イール』『現代思想』vol. 15-5, 1987)

Forder……ジェリー・A・フォーター「心理学的説明における暗黙

知への訴え」(永井均訳)『現代思想』vol. 17-4, 1989

柄谷……柄谷行人『探求I』講談社、1986(チャマスキ論の

松原……松原仁、他『人工知能になぜ哲学は必要か』哲学書房、



1990

大庭……大庭健『他者とは誰のことか』勁草書房、1989

佐伯……佐伯胖、他編『アクティブ・マインド』東大出版、1990

大沢……大沢秀介『A I・素朴心理学・合理性』理想、No. 6 40、

1988

Quine……W. v. O. Quine, *Word and Object*, MIT, 1960 (大出晃

他訳『ことばと対象』勁草書房、1984)

この本は、言語と世界の関係を論じた重要な著作である。Quineの「意味論的転換」の概念は、言語の意味が単に世界の反射として決まるのではなく、社会の中でどのように使われるかによって決まると主張している。これは、言語の理解が個人の心理状態に依存するのではなく、社会の慣習に依存しているという点で、従来の言語哲学とは大きく異なる。また、Quineは「ラッセルの論理学の批判的検討」を著している。これは、ラッセルの論理学が言語の構造を正確に記述しているかどうかを問うものである。この本は、言語哲学の重要な著作であり、哲学者や言語学者にとって必読の書である。

「意味論的転換」の概念は、言語の意味が単に世界の反射として決まるのではなく、社会の中でどのように使われるかによって決まると主張している。これは、言語の理解が個人の心理状態に依存するのではなく、社会の慣習に依存しているという点で、従来の言語哲学とは大きく異なる。また、Quineは「ラッセルの論理学の批判的検討」を著している。これは、ラッセルの論理学が言語の構造を正確に記述しているかどうかを問うものである。この本は、言語哲学の重要な著作であり、哲学者や言語学者にとって必読の書である。

「ラッセルの論理学の批判的検討」は、ラッセルの論理学が言語の構造を正確に記述しているかどうかを問うものである。この本は、言語哲学の重要な著作であり、哲学者や言語学者にとって必読の書である。

「素朴心理学」は、素朴な心理学的なアプローチを指している。これは、複雑な心理学的理論ではなく、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「理想」は、理想主義的なアプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「ことばと対象」は、言語と世界の関係を論じた重要な著作である。Quineの「意味論的転換」の概念は、言語の意味が単に世界の反射として決まるのではなく、社会の中でどのように使われるかによって決まると主張している。

「他者とは誰のことか」は、他者との関係性を論じた重要な著作である。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「アクティブ・マインド」は、アクティブな心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「素朴心理学」は、素朴な心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「理想」は、理想主義的なアプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「ことばと対象」は、言語と世界の関係を論じた重要な著作である。Quineの「意味論的転換」の概念は、言語の意味が単に世界の反射として決まるのではなく、社会の中でどのように使われるかによって決まると主張している。

「他者とは誰のことか」は、他者との関係性を論じた重要な著作である。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「アクティブ・マインド」は、アクティブな心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「素朴心理学」は、素朴な心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「理想」は、理想主義的なアプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「ことばと対象」は、言語と世界の関係を論じた重要な著作である。Quineの「意味論的転換」の概念は、言語の意味が単に世界の反射として決まるのではなく、社会の中でどのように使われるかによって決まると主張している。

「他者とは誰のことか」は、他者との関係性を論じた重要な著作である。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「アクティブ・マインド」は、アクティブな心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「素朴心理学」は、素朴な心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「理想」は、理想主義的なアプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「ことばと対象」は、言語と世界の関係を論じた重要な著作である。Quineの「意味論的転換」の概念は、言語の意味が単に世界の反射として決まるのではなく、社会の中でどのように使われるかによって決まると主張している。

「他者とは誰のことか」は、他者との関係性を論じた重要な著作である。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「アクティブ・マインド」は、アクティブな心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「素朴心理学」は、素朴な心理学的アプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「理想」は、理想主義的なアプローチを指している。これは、人間の行動を理解するための単純なモデルを提案している。

「ことばと対象」は、言語と世界の関係を論じた重要な著作である。Quineの「意味論的転換」の概念は、言語の意味が単に世界の反射として決まるのではなく、社会の中でどのように使われるかによって決まると主張している。